

家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金及び同法第六十条の二に規定される補償金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について（平成 25 年 8 月 23 日付け 25 消安第 2799 号消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金及び同法第六十条の二に規定される補償金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について 家畜伝染病予防法（<u>昭和二十六年法律第百六十六号。以下「法」という。</u>）第五十八条第一項各号における家畜等の評価額及び<u>法第六十条の二第一項</u>における生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の決定について農林水産大臣に意見を具申されるに当たっては、次の基準により適正な評価を行い管下に不均衡を生じないよう特に配慮せられたく通知する。 なお、<u>法第六十条の二第一項</u>の規定による補償金と併せて交付する家畜伝染病予防法施行令（<u>昭和二十八年政令第二百三十五号。以下「令」という。</u>）<u>第十一条第四項</u>の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」の交付に当たっては、当該交付金が<u>法第十七条の二第五項</u>の規定による命令に従った殺処分を促すためのものであることに留意されたい。	家畜伝染病予防法第五十八条に規定される手当金及び同法第六十条の二に規定される補償金の交付に際し家畜等の評価額を決定する評価基準について 家畜伝染病予防法第五十八条第一項各号における家畜等の評価額及び<u>同法第六十条の二第一項</u>における生産に要する費用その他の通常生ずべき損失の決定について農林水産大臣に意見を具申されるに当たっては、次の基準により適正な評価を行い管下に不均衡を生じないよう特に配慮せられたく通知する。 なお、<u>同法第六十条の二第一項</u>の規定による補償金と併せて交付する家畜伝染病予防法施行令<u>第十条第四項</u>の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」の交付に当たっては、当該交付金が<u>同法第十七条の二第五項</u>の規定による命令に従った殺処分を促すためのものであることに留意されたい。

記

一 法第五十八条第一項第一号の殺された患畜についての「患畜となる前における当該家畜の評価額」とは、急性の経過をとる伝染病の患畜にあつては、その家畜について患畜であることが発見される直前時の状態について行われた評価額とし、そのものが当該伝染病の患畜であることを考慮しないで行われたものとする。

二 法第五十八条第一項第二号のブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜についての「命令があつた時における当該家畜の評価額」とは、第一号の評価と同じ趣旨であつて、そのものがブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜であることを考慮しないで評価することを前提とするものであるが、本病の特性に鑑み「患畜となるとき」を押さえることが困難であるので、便宜的に殺処分命令のときを押さえることとしたものである。したがって、その評価は命令のときの状態をもってするが、患畜であることを考慮しないで行うものとする。

三 (略)

記

一 家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第五十八条第一項第一号の殺された患畜についての「患畜となる前における当該家畜の評価額」とは、急性の経過をとる伝染病の患畜にあつては、その家畜について患畜又は疑似患畜であることが発見された直前時の状態について行われた評価額とし、そのものが当該伝染病の患畜であることを考慮しないで行われたものとする。

二 法第五十八条第一項第二号のブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜についての「命令があつた時における当該家畜の評価額」とは、第一号の評価と同じ趣旨であつて、そのものがブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血の患畜であることを考慮しないで評価することを前提とするものであるが、ただ本病の特性に鑑み「患畜となるとき」を押さえることが困難であるので、便宜的に殺処分命令のときを押さえることとしたものである。従って、その評価は命令のときの状態をもってするが、患畜であることを考慮しないで行うものとする。

三 (略)

四 法第五十八条第一項第四号の検査、注射、薬浴又は投薬を行ったため死産し、又は流産した胎児について「死産若しくは流産をする前における当該胎児の評価額」とは、従前の一般慣行に従い、その母畜の評価額の二割程度を妥当とする。ただし、この場合において、その胎児が動物の通常定められた在胎月数（馬にあつては十一ヶ月、牛にあつては九ヶ月、めん羊及び山羊にあつては五ヶ月、豚にあつては四ヶ月）の二分の一に満たないときは一割とする。

五・六 （略）

七 法第六十条の二第一項の規定による補償金と併せて交付する令第十条第四項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」とは、当該家畜種ごとに算定した一日当たりの飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用に、当該家畜が法第十七条の二第一項の指定を受けた日から当該家畜が殺された日までの日数を乗じて算定した額とする。

八 患畜、疑似患畜、指定家畜又は母畜の評価方法は次の順序により行うこと。

1 （略）

四 法第五十八条第一項第四号の検査、注射、薬浴又は投薬を行ったため死産し、又は流産した胎児について「死産若しくは流産をする前における当該胎児の評価額」とは、従前の一般慣行に従い、その母畜の評価額の二割程度を妥当とする。但し、この場合において、その胎児が動物の通常定められた在胎月数（馬にあつては十一ヶ月、牛にあつては九ヶ月、めん羊及び山羊にあつては五ヶ月、豚にあつては四ヶ月）の二分の一に満たないときは一割とする。

五・六 （略）

七 法第六十条の二第一項の規定による補償金と併せて交付する家畜伝染病予防法施行令第十条第四項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」とは、当該家畜種ごとに算定した一日当たりの飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用に、当該家畜が法第十七条の二第一項の指定を受けた日から当該家畜が殺された日までの日数を乗じて算定した額とする。

八 患畜、疑似患畜、指定家畜又は母畜の評価方法は次の順序により行うこと。

1 （略）

2 都道府県知事は、評価人の評価額を合計し、評価人の数で除して得た額を基として農林水産大臣に具申すること。この場合においてその結果が不当と認められるときは、改めて別に評価人を選定しその意見をきいた上で、当該額と異なる額を具申せられたい。

なお、具申に当たっては、評価額の算定の考え方、計算方法等が分かる資料とともに、次に掲げる資料のうち、評価額の算定に当たって用いたものを添付すること。

①～⑥ (略)

九 死体の評価方法は、当該死体の利用場所における利用価額から、死体の利用に要する諸掛りを差し引いて行うこと。

この場合、都道府県知事が農林水産大臣に具申する評価額の評価順序は第八号に準じて行うこと。

(別紙)

家畜の評価方法例

評価人による家畜の評価に当たっては、次の方法により標準価格を設定した上で、当該家畜の品種、血統、能力（泌乳量、連産性等）、受胎状況等を考慮し、加算又は減算するものとする。

2 都道府県知事は、評価人の評価額を合計し評価人の数で除して得た額を基として農林水産大臣に具申すること。この場合においてその結果が不当と認められるときは、改めて別に評価人を選定しその意見をきいた上で、当該額と異なる額を具申せられたい。

なお、具申に当たっては、評価額の算定の考え方、計算方法等が分かる資料とともに、次に掲げる資料のうち、評価額の算定に当たって用いたものを添付すること。

①～⑥ (略)

九 死体の評価方法は、当該死体の利用場所における利用価額から、死体の利用に要する諸掛りを差し引いて行うこと。

この場合都道府県知事が農林水産大臣に具申する評価額の評価順序は第八号に準じて行うこと。

(別紙)

家畜の評価方法例

評価人による家畜の評価に当たっては、次の方法により標準価格を設定した上で、当該家畜の品種、血統、能力（泌乳量、連産性等）又は受胎状況等を考慮し、加算又は減算するものとする。

ただし、以下の評価方法は、標準的な能力を有する家畜に対するものであり、特殊な能力や付加価値を有する競走馬や種畜等の家畜を対象としたものではないことに留意すること。

一 当該家畜の所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該家畜と同等の品種、用途、性別、年齢等の区分に応じた取引価格が把握できる場合には、それらの取引価格を標準価格とする。

(例) 搾乳牛：当該牛と同等の状態（例えばホルスタイン種、雌、5歳）の家畜市場における取引価格が把握できる。

肥育牛：食肉市場における枝肉価格から当該牛の体重と歩留率を考慮することにより当該牛と同等の牛の取引価格が把握できる。

二 当該家畜の所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該家畜と同等の品種、用途、性別、年齢等の区分に応じた取引価格の把握が困難な場合には、搾乳牛、繁殖雌牛、繁殖雌豚、採卵鶏等（以下「繁殖牛等」という。）にあつては1の方法により、育成牛、肥育牛、肥育豚、肉用鶏等（以下「育成牛等」という。）にあつては2の方法により、算出された額を標準価格とする。

ただし、以下の評価方法例は、標準的な能力を有する家畜に対するものであり、特殊な能力や付加価値を有する競走馬や種畜等の家畜を対象としたものではないことに留意すること。

一 当該家畜の所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該家畜と同等の品種、用途、性別又は年齢等の区分に応じた取引価格が把握できる場合には、それらの取引価格を標準価格とする。

(例) 搾乳牛：当該牛と同等の状態（例えばホルスタイン種、雌、5歳）の家畜市場における取引価格が把握できる。

肥育牛：食肉市場における枝肉価格から当該牛の体重と歩留率を考慮することにより当該牛と同等の牛の取引価格が把握できる。

二 当該家畜の所有者が通常利用すると考えられる家畜市場や食肉市場などにおいて、当該家畜と同等の品種、用途、性別又は年齢等の区分に応じた取引価格の把握が困難な場合には、搾乳牛、繁殖雌牛、繁殖雌豚、採卵鶏等（以下「繁殖牛等」という。）にあつては1の方法により、育成牛、肥育牛、肥育豚、肉用鶏等（以下「育成牛等」という。）にあつては2の方法により、算出された額を標準価格とする。

1 (略)

2 育成牛等

標準価格は、もと畜費への加算又は出荷価格からの減算により算定する。

育成牛等の標準価格 = A + E × C

育成牛等の標準価格 = B - E × (D - C)

A : もと畜費又は産み落とし価格

B : 当該家畜が所在する農場における標準的な出荷価格

C : 評価時点における当該家畜の育成期間

D : 当該家畜が所在する農場における出荷までに要する標準的な育成期間

E : 1日当たりの飼料費等の生産に要する費用

三 法第六十条の二第一項の規定による補償金と併せて交付する令第十一条第四項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」の算定に用いる家畜種ごとに算定した1日当たりの飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用とは、当該家畜の1日当たりの飼料費、敷料費、光熱水費、その他諸材料費及びこれに類する費用として統計資料等に基づき得られた額を合算した額とする。

1 (略)

2 育成牛等

育成牛等の標準価格 = A + B

A : もと畜費

B : 評価時までの飼料費等の生産に要する費用など
(新設)
(新設)

(新設)

三 法第60条の2第1項の規定による補償金と併せて交付する家畜伝染病予防法施行令第10条第4項の「当該命令の日から当該指定家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用に相当する額」の算定に用いる家畜種ごとに算定した1日当たりの飼料費その他の当該家畜の飼養に要した費用とは、当該家畜の1日当たりの飼料費、敷料費、光熱水費、その他諸材料費及びこれに類する費用として統計資料等に基づき得られた額を合算した額とする。

四 一から三までの算定に用いる各費用に係る消費税の取扱いについては、以下のとおりとする。

もと畜費や飼料費等の生産に要する資材の購入費：消費税額を含めることを可能とする。

出荷価格や廃用時の販売見込み価格：消費税額を含めない。

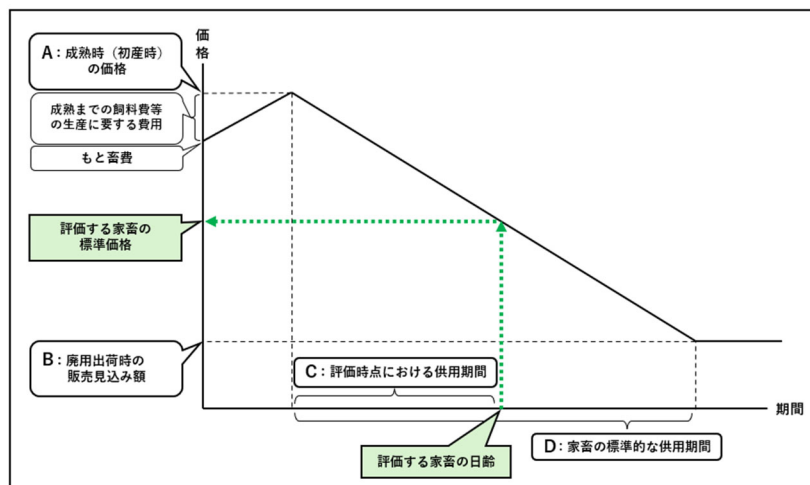
(新設)

五 二及び三の算定に用いる飼料費について、当該家畜が所在する農場における飼料の購入価格等実態の数値を用いる場合において、当該家畜の所有者が配合飼料価格安定制度に係る生産者積立を行っている場合は、飼料費等の生産に要する費用に当該積立金を含めて算定を行うとともに、算定期間において通常及び異常補填が実施されている場合は、当該補填を生産に要する費用から除くこと。

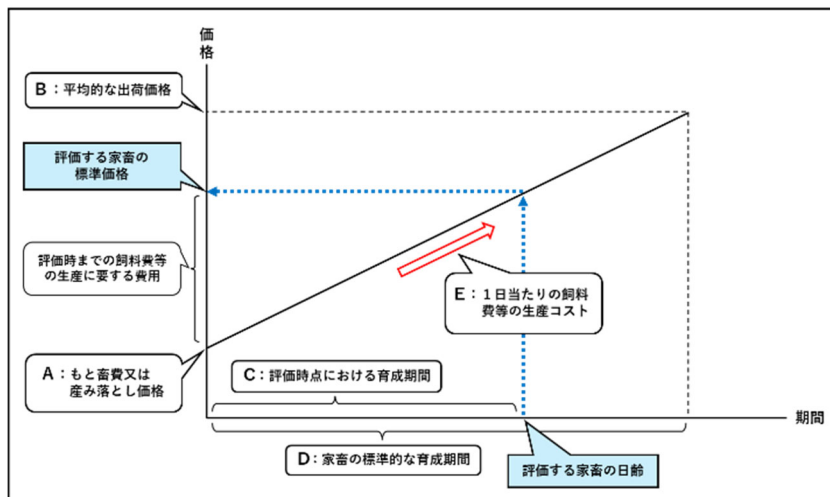
なお、畜産物生産費統計の飼料費を用いる場合は、当該費目には積立金が含まれていないことに留意する必要がある。

(新設)

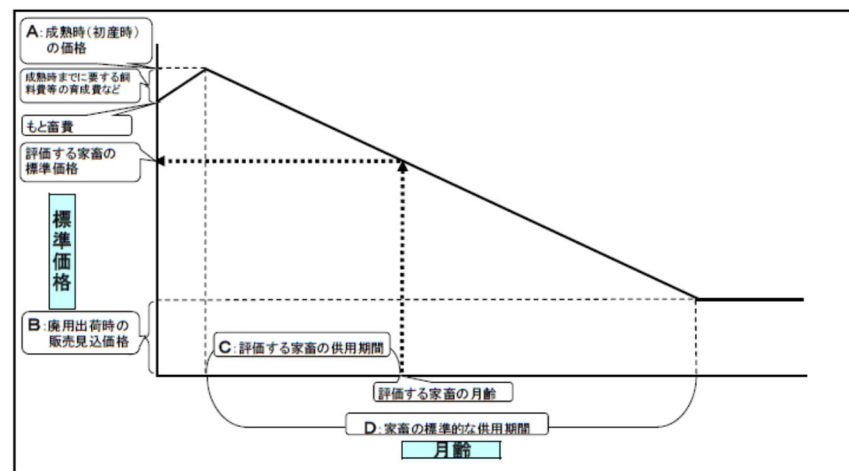
(参考) 家畜の評価方法の概念図(繁殖牛等)



(参考) 家畜の評価方法の概念図(育成牛等)



(参考) 家畜の評価方法例の概念図



(新設)

附 則

この通知は、令和８年８月５日から施行する。